

本県の公立学校の状況について（詳細版）

1 不登校について

（1）本県公立学校の不登校児童生徒数の増減等

	小学校	中学校	高等学校
平成28年度	245人	708人	402人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	5.3人	29.5人	17.4人
平成29年度	218人	704人	419人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	4.8人	30.8人	18.6人
平成30年度	262人	751人	397人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	5.8人	34.2人	18.4人
増減（29年度比）	+44人	+47人	-22人

※不登校の要因と考えられる状況

[小・中学校]

- ・「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が主な理由であり、「無気力」の傾向が見られる。

[高等学校]

- ・「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が主な理由であり、「無気力」や「不安」の傾向が見られる。

（2）前年度と比較した不登校児童生徒数の状況

[小学校]

- ・主に中学年で、新たに不登校になる児童が増加した。

[中学校]

- ・前年度から不登校状態が継続している生徒数はほぼ横ばいであるが、新たに不登校になる生徒が増加した。

[高等学校]

- ・前年度と比べて、不登校生徒数は減少しており、特に、定時制の不登校生徒数が減少している。

（3）不登校に対する主たる取組

○「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」の活用

- ・各学校で、欠席しがちな児童生徒の情報をシートに集約し、ケース会議等で活用することにより、早い段階で組織的な対応ができるよう取り組んだ。
- ・教育相談主事等が担当地域の市町村教育委員会を訪問し、シートをもとに支援策等について継続的に協議を行った。

○「不登校問題対応の手引き」の活用を徹底

- ・本手引きをもとに、すべての学校を対象とした研修を実施し、不登校の早期発見・早期対応の徹底を図った。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充

- ・相談体制の充実等に向け、スクールカウンセラーを小学校126校（前年度比+11校）、中学校107校（±0校）、義務教育学校1校（±0校）、高等学校47校（-1校）、特別支援学校10校（+1校）に配置した。また、新たに適応指導教室への配置（9市町10教室）も行った。
- ・スクールソーシャルワーカーを29市町村（独自配置をしている和歌山市を除く。）、高等学校9校（+3校）に配置した。*（ ）内は前年度比

○不登校児童生徒支援員の新たな配置

- ・23市町（前年度比+2市町村）の小・中学校に50人配置し、欠席しがちな児童生徒や教室に入りづらい児童生徒に寄り添い、別室で学習支援などを行った。

(4) 今後の取組

- 小・中学校については、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」をもとに、学校及び市町村教育委員会との連携を一層密にし、早期対応の取組を充実させる。県立高等学校においても積極的に活用できるよう体制を整備する。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員（小・中学校）配置の充実を図る。
- 教職員間の情報共有とケース会議等における適切なアセスメントを行い、不登校の早期発見・早期対応を行う校内体制を確立する。
- きのくにコミュニティスクールの取組を充実させ、生徒指導上の諸課題について議論し、対応策を協議しながら、解決に向けた取組を効果的に進める。
- 生徒の出身中学校との連携を強化し、早い段階でより詳細な情報を校内で共有するとともに、生徒が充実した学校生活を送れるようにする。
- 学習指導の充実
 - ・学び直す機会や補習を充実し、基礎学力の定着が不十分な生徒の学習面での不安を解消するとともに、長期休業中等の学習支援体制の充実を図る。
 - ・特別支援教育の視点を取り入れた授業方法の工夫改善を図り、公開授業、研究授業を積極的に行うことにより、「分かる授業」を展開する。
- 高等学校において、学習意欲がありながら登校できない生徒の学びの継続性が確保できるよう、全日制課程の学校で学ぶ生徒が、その学校に籍を置いたまま通信制課程で学ぶことができる体制整備を行い、運用の促進を図る。

2 いじめについて

(1) 本県公立学校のいじめの認知件数の増減等

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成28年度	3,305件	388件	131件	8件
1,000人当たりの認知件数	71.4件	16.1件	5.3件	5.8件
平成29年度	3,875件	288件	127件	10件
1,000人当たりの認知件数	84.8件	12.6件	5.3件	7.2件
平成30年度	5,329件	377件	118件	10件
1,000人当たりの認知件数	117.4件	17.2件	5.1件	7.1件
増減(29年度比)	+1,454件	+89件	-9件	±0件

[小学校]

- ・様々な場面で認知するように周知した結果、各学校でいじめの積極的な認知が進み、認知件数が増加した。

[中学校]

- ・個々の生徒の状況を丁寧に見立て、組織的に対応することで、小さいいじめを見逃さなかったため、認知件数が増加した。

[高等学校]

- ・特定の生徒が繰り返し関わっていた行為が減少したこともあり、認知件数がやや減少している。

[特別支援学校]

- ・認知件数は、前年度から横ばいである。
- ・個々の児童生徒の状況を丁寧に見立て、組織的に対応することにより、10件すべて解消している。

(2) いじめの態様

○すべての校種において、以下の態様が見られた。

- ・冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われた。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた。

(3) いじめ問題に対する主たる取組

○「いじめ問題対応マニュアル」の活用といじめの認知の徹底

- ・生徒指導研究協議会や生徒指導部長会議で、マニュアルの活用方法について研修を行い、校内研修で教職員にその内容を周知徹底した。

* 解消率2年連続1位(国・公・私立学校)

解消率96.4%(前年度比-2.3ポイント)

○いじめアンケートの徹底

- ・いじめアンケートの実施を徹底し、面談を行うなど、きめ細かく児童生徒の実態把握につとめ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげた。(公立学校の実施率100%)

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充

- ・相談体制の充実等に向け、スクールカウンセラーを小学校126校(前年度比+11校)、中学校107校(±0校)、義務教育学校1校(±0校)、高等学校47校(-1校)、特別支援学校10校(+1校)に配置した。また、新たに適応指導教室への配置(9市町10教室)も行った。
- ・スクールソーシャルワーカーを29市町村(独自配置をしている和歌山市を除く。)、高等学校9校(+3校)に配置した。 * ()内は前年度比

○「知事メール」、「教育長ポスト」での対応

- ・児童生徒や保護者等の悩みの相談に応じ、市町村教育委員会、学校と連携して迅速にその解決に取り組んだ。

○道徳教育の充実

- ・「いじめ」等をテーマにした教材を収録している本県独自の道徳教科書「心のとびら（小学校）」「希望へのかけはし（中学校）」を活用し、「思いやり」「規範意識」「生命を尊重する心」等の道徳性を醸成する取組を行った。

○ネットトラブルに係る取組

- ・青少年・男女共同参画課と連携し、ネットパトロールからの情報を市町村教育委員会や学校に伝え、ネットいじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげた。
- ・ネット指導教員養成講座の実施に当たり、ネットトラブルの未然防止のため、教材の開発や講座の運営に協力した。

○学校支援サポーターの派遣

- ・課題が認められる中学校に対し、警察関係者を派遣した。（平成21年度から、県警察本部少年課が主管）

(4) 今後の取組

- いじめは見えにくいものであることを踏まえ、いじめアンケートの実施や「いじめ問題対応マニュアル」の活用等を通して、迅速な認知と組織的な対応の徹底を図る。
- 道徳教育を充実させ、いじめの未然防止を図る。
- きのくにコミュニティスクールの取組を充実させ、生徒指導上の諸課題について議論し、対応策を協議しながら、解決に向けた取組を効果的に進める。

3 中途退学について

(1) 本県公立高等学校の中途退学者数の増減等

	高等学校	全日制	定時制	通信制
平成28年度 中途退学率	313人 1.3%	184人 0.8%	73人 8.1%	56人 4.0%
平成29年度 中途退学率	396人 1.6%	192人 0.9%	94人 10.5%	110人 6.8%
平成30年度 中途退学率	317人 1.4%	217人 1.0%	70人 9.0%	30人 2.1%
増減(29年度比)	-79人	+25人	-24人	-80人

(2) 中途退学の要因及び前年度と比較した状況

- ・全日制では、平成28年度から増加しており、その中でも高校1年生での退学が多い。「学校生活・学業不適応」の中では「もともと高校生活に熱意がない」を理由として退学する生徒が最も多い。また、「進路変更」の中では「別の高校への入学を希望」及び「就職を希望」を理由とする生徒がやや増加した。
- ・定時制では、「進路変更」の中でも「就職を希望」及び「別の高校への入学を希望」を理由として退学する生徒が大幅に減少した。
- ・通信制では、平成29年度は、紀の川高等学校の閉校により、50人以上の生徒が転学せずに退学したため大幅に増加したが、平成30年度は、平成28年度と比較しても減少した。

(3) 今後の取組

- 他の高等学校でやり直す機会を確保するため、転編入の弾力化を進める。
- 生徒の出身中学校との連携を強化し、早い段階でより詳細な情報を校内で共有するとともに、生徒が充実した学校生活を送れるようにする。
- 学習指導の充実
 - ・学び直す機会や補習を充実し、基礎学力の定着が不十分な生徒の学習面での不安を解消するとともに、長期休業中等の学習支援体制の充実を図る。
 - ・特別支援教育の視点を取り入れた授業方法の工夫改善を図り、公開授業、研究授業を積極的に行うことにより、「分かる授業」を展開する。
- 生徒指導の充実
 - ・問題行動を起こした生徒に対して、学習支援を行いながら内省を促すため、引き続き、学校謹慎指導等の特別指導を行う。
 - ・保護者と連携・協力しながら、生徒の生活習慣の改善を図る。
- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携を一層深め、生徒の不安や小さなつまづき等に対し組織的に対応できるよう、校内の教育相談体制を充実させる。
- 福祉、医療、児童相談所等の外部機関と連携した支援の充実を進めるとともに、県立高等学校及び特別支援学校と「若者サポートステーション With You」との連携強化を図り、進路未決定者や在学中に不安や困難を抱える生徒への早期段階からの切れ目ない支援を充実させる。

4 暴力行為について

(1) 本県公立学校の暴力行為発生件数の増減等

小学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
平成28年度	121件	25件	85件	2件	9件
1,000人当たりの発生件数	2.6件	0.5件	1.8件	0.04件	0.2件
平成29年度	142件	29件	88件	5件	20件
1,000人当たりの発生件数	3.1件	0.6件	1.9件	0.1件	0.4件
平成30年度	117件	21件	85件	3件	8件
1,000人当たりの発生件数	2.6件	0.5件	1.9件	0.1件	0.2件
増減(29年度比)	-25件	-8件	-3件	-2件	-12件

中学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
平成28年度	363件	34件	218件	26件	85件
1,000人当たりの発生件数	15.1件	1.4件	9.1件	1.1件	3.5件
平成29年度	351件	36件	191件	11件	113件
1,000人当たりの発生件数	15.3件	1.6件	8.3件	0.5件	4.9件
平成30年度	393件	62件	219件	8件	104件
1,000人当たりの発生件数	17.9件	2.8件	10.0件	0.4件	4.7件
増減(29年度比)	+42件	+26件	+28件	-3件	-9件

高等学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
平成28年度	70件	7件	56件	3件	4件
1,000人当たりの発生件数	2.8件	0.3件	2.3件	0.1件	0.2件
平成29年度	72件	12件	45件	7件	8件
1,000人当たりの発生件数	3.0件	0.5件	1.9件	0.3件	0.3件
平成30年度	52件	7件	43件	0件	2件
1,000人当たりの発生件数	2.3件	0.3件	1.9件	0件	0.1件
増減(29年度比)	-20件	-5件	-2件	-7件	-6件

○小学校で、発生件数が減少

- ・各学校において、情報共有と適切な対応が未然防止につながり、発生件数が減少した。

○中学校で、発生件数が増加

- ・各学校において、軽微な事案にも積極的に対応し、個々の生徒の状況を丁寧に見立てたことにより、暴力行為の件数が増加した。(特定の生徒が感情をコントロールできず、繰り返し暴力行為を行った件数も含まれる。)

○高等学校で、発生件数が減少

- ・各学校において、暴力行為に至るまでの教職員の気付きと、その後の適切な対応が未然防止につながり、発生件数が減少した。

(2) 前年度と比較して増加・減少した要因と学校の対応

[小学校]

- ・いじめの認知と同様に、暴力行為についても見逃さない取組が進んでいる。
- ・加害児童の状況を丁寧に見立て、再発防止に向けた個別指導を行った。

[中学校]

- ・個々の生徒の状況を丁寧に見立て、組織的に対応し、生徒間暴力・対人暴力の未然防止につとめた。
- ・特定の生徒が、自分の感情をコントロールできず、繰り返し暴力行為を行った。
- ・警察・青少年センター・児童相談所等の関係機関と連携して再発防止に取り組んだ。
- ・課題が認められる中学校に対し、学校支援サポーターを派遣した。(平成21年度から、県警察本部少年課が主管)

[高等学校]

- ・暴力行為に至るまでの教職員の気付きと、その後の適切な対応が未然防止につながった。
- ・警察・青少年センター・児童相談所等の関係機関と連携して再発防止に取り組んだ。
- ・特別支援教育の視点を取り入れた指導や個別に学習支援を行った。

[すべての校種]

- ・「いじめ問題対応マニュアル」等を活用した校内研修の充実を図った。
- ・いじめアンケートや面談の実施、きめ細かい児童生徒の実態把握等による未然防止、早期発見・早期対応への指導を徹底した。

(3) 今後の取組

- 児童生徒の不安や小さなつまづき等に対し組織的に対応できるよう、校内の教育相談体制を充実させる。
- 個々の児童生徒の状況を丁寧に見立て、組織的に対応するとともに、警察・青少年センター・児童相談所等の関係機関と連携して、未然防止、早期発見・早期対応につとめる。
- 未然防止を目的に、引き続き、本県独自の道徳教科書「心のとびら」(小学校)「希望へのかけはし」(中学校)を活用した授業等、規範意識を醸成する取組を行う。
- 生徒指導の充実
 - ・問題行動を起こした生徒に対して、学習支援を行いながら内省を促すため、引き続き、学校謹慎指導等の特別指導を行う(高等学校)。
 - ・保護者と連携・協力しながら、生徒の生活習慣の改善を図る。